

令和3年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置の内容

テーマ：道路事業に関する事務の執行及び管理について

頁	監査結果報告書（結果・意見）	措置の内容【公表項目】
35	<p>第四 監査の結果及び意見</p> <p>2. 入札から工事完了までに係る事務処理</p> <p>【意見2-3】総合評価方式の加算点の付け方について</p> <p>総合評価方式では、入札業者の施工能力、地域性・社会性等を数値化し、加算することになっているが、富山県では簡易型Bによる入札がほとんどであることから（道路事業においては、令和2年度の総合評価方式による全入札件数の95.7%）、【意見2-5】とも相まって、「優良表彰」、「地域性」以外の点数はほとんど差が生じておらず、「優良表彰」、「地域性」のみが有意差となっている。</p> <p>「優良表彰」は、前2年度の工事の出来栄えや施工体制等を評価するものであり、「地域性」は、業者の営業所の所在地が、土木センター管内にあるか、市町村内にあるか等により配点されるものであるが、該当工事の特徴に合致した施工能力や技術力は、必ずしも両者のみで評価し得ないと考えられる。</p> <p>その結果、総合評価方式を採用しているものの、その工事に必要な施工能力等が十分に評価されているとは言い難く、最低価額を出した業者が落札することがほとんどであることから（道路事業においては、令和2年度の全入札件数233件のうち、入札価額以外の</p>	<p>価格と価格以外の要素を総合的に評価し、優れた調達を行えるよう、令和4年に「下請負契約における県内企業の活用」の試行対象範囲を一般土木工事まで拡大し、配点の見直しを行った。</p> <p>今後とも、本県の実情を踏まえながら、工事品質の確保や向上が図られるよう、総合評価方式の運用について適宜研究を行っていく。</p>

50	<p>評価により落札した件数は18件、全入札件数の7.7%)、総合評価方式が形式的なものになり、有意なものになっているか疑問が残る。</p> <p>総合評価方式のどの評価型式においても、工事毎に必要な技術やノウハウを持つ業者が選定される評価、運用が望まれる。</p> <p>3. 道路の管理</p> <p>【意見3-4】パトロール回数のバラつき</p> <p>道路パトロールは「富山県道路パトロール実施要領の制定について(令和2年3月26日)」に基づき、月4回以上周期的に実施することとされているところ、令和3年度において、富山土木センターでは民間委託で月6回実施しているのに対して、他の土木センター・土木事務所では4回のみ実施されている。規程に違反するものではないが、富山土木センターだけが、他の土木センター・土木事務所よりもパトロール業務を多く実施している状況にある。</p> <p>富山土木センター管内は、富山市域を含んでおり、他と比べ市街地エリアが広いため、交通量や施設数など地域差があるとのことであるが、そうであれば、管内は旧郡部など市街地でないエリアの方が広いため、市街地エリアは月6回、そうでないエリアは他の土木センター・事務所と同様に月4回にするなど、工夫すべきと考える。</p> <p>土木センター・土木事務所間の合同会議などで共有化し、【指摘3-4】</p>	<p>各土木センター及び土木事務所との道路パトロール業務に関する意見交換を継続的に実施しており、その意見に基づき令和5年度から1つの土木センターにおいて新たに路面維持管理委託業務を導入するなど、委託業務の一部見直しを行ったところである。引き続き、地域の実情に応じたパトロール業務の見直しを進める。</p>
----	---	--

<p>での議論をもとに、パトロール業務の頻度（月何回が妥当なのか）、担当（民間委託で足りるのか、県職員による直接パトロールも必要なのか）について検討が必要である。</p>	
---	--